

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2018事務年度においては改正を行っていない。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2019年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において新規参入等の動きがみられる。

なお、2019年6月末現在における会社数は、生命保険会社41社、外国生命保険会社1社、損害保険会社33社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社14社である。

#### 2. 主要会社の再編等

（1）2018年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
スコール・グローバル・ライフ・エスイー	スコール・エスイー	2019年4月1日

#### 3. 新規参入について

（1）2018年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
はなさく生命保険株式会社	2019年2月1日	生命保険業
ペット&ファミリー損害保険株式会社	2019年4月1日	損害保険業
Swiss Re Asia Pte. Ltd.	2019年6月19日	損害保険業
レスキュー損害保険株式会社	2019年6月28日	損害保険業
さくら損害保険株式会社	2019年6月28日	損害保険業

（2）2018年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	2019年3月26日	保険持株会社

## 生命保険会社の平成31年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
基礎収益	467,162	460,856	475,482	14,625
保険料等収入	351,829	337,796	352,542	14,746
資産運用収益	78,101	81,711	77,628	▲ 4,082
基礎費用	433,265	425,023	437,769	12,746
保険金等支払金	290,004	289,200	285,566	▲ 3,634
資産運用費用	3,515	3,519	3,748	229
事業費	47,266	47,514	48,794	1,279
基礎利益	33,896	35,833	37,713	1,879
キャピタル損益	▲ 2,330	▲ 798	▲ 4,382	▲ 3,584
臨時損益	▲ 4,967	▲ 5,839	▲ 3,165	2,674
危険準備金繰入額	2,197	2,496	2,298	▲ 197
経常利益	26,598	29,195	30,164	969
特別損益	▲ 5,536	▲ 5,939	▲ 4,675	1,264
価格変動準備金繰入額	5,366	6,802	4,232	▲ 2,569
当期純利益(純剰余)	13,947	15,843	17,464	1,621
総資産	3,755,105	3,812,751	3,877,945	65,194
有価証券含み損益	432,306	444,828	487,735	42,906
公表逆ざや額	▲ 1,073	▲ 994	▲ 923	71
ソルベンシー・マージン比率	964.8	967.5	999.1	31.6

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

				前期比
新契約高+転換純増(兆円)	79	62	72	9
解約失効高(兆円)	45	45	50	5
保有契約高(兆円)	970	958	953	▲ 5
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	33,048	26,501	29,869	3,367
うち第三分野	6,736	6,959	7,790	831
保有契約ベース	274,832	278,752	286,759	8,007
うち第三分野	62,286	65,317	68,504	3,187

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社は41社。かんぽ生命含む。

## 損害保険会社の平成31年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
正味収入保険料	85,145	84,115	85,951	1,835
正味支払保険金	48,884	46,943	54,196	7,252
経常利益	8,919	8,457	8,856	398
特別損益	▲ 528	▲ 35	▲ 15	20
当期利益	6,538	6,919	6,915	▲ 4
総資産	322,207	328,099	320,455	▲ 7,643
有価証券 含み損益	54,297	59,325	52,029	▲ 7,295
ソルベンシー・ マージン比率	742.3	760.0	752.7	▲ 7.3

(注1) 29年3月期は51社ベース。30年3月期は52社ベース。31年3月期は51社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表（2019年6月30日現在42社）

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マスマチュアル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
外国生命保険会社(1社)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表  
(2019年6月30日現在55社)

	会 社 名
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	C h u b b 損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	ペット&ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
	楽天損害保険株式会社
	レスキュー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (21社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ
	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・ス・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスイー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人(1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保 険 持 株 会 社 一 覧 表

(2019年6月30日現在14社)

	保険持株会社名
(14社)	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年6月末現在
生命保険会社	39社	38社	38社	40社	41社	41社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併 +東京海上日動あんしん (2014年10月) <u>▲東京海上日動あんしん</u> <u>▲東京海上日動フィナンシャル</u>  +アクサジャパンホールディング (2014年10月)(注1)  ※合併 +アクサ (2014年10月) <u>▲アクサジャパンホールディング</u> <u>▲アクサ</u>	※合併 +オリックス (2015年7月) <u>▲オリックス</u> <u>▲ハートフォード</u>	※再編(注2) +第一生命 (2016年10月) <u>▲第一生命</u> (2016年10月)	※現地法人化 +日本法人化準備生命 (2017年12月)(注3) +カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 +はなさく生命 (2019年2月)	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	1社	1社
+ 免許 ▲ 廃止					▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ	
合計	42社	41社	41社	43社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 2014年10月のアクサの合併等については、同日付(2014年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、

②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

(注2) 第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

(注3)2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。



## 損害保険会社の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	30社	30社	33社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(2014年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ペット&ファミリー損害保険株式 会社 (2019年4月) +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)
外国社 (法第185条免許)	22社	22社	21社	23社	23社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(2014年4月)  +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エ スイー(2014年6月)  ▲ユーラーヘルメス・ドイツラン ト・アクティエンゲゼルシャフト (2014年7月)		▲フェデラル・インシュアランス・カ ンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・ク レディト・イ・カウシヨン・エセ・アー (2016年9月)  ▲アトラディウス・クレジット・イン シュアランス・エヌ・ヴィ(2016年12 月)	+スコール・グローバル・ライフ・エ スイー (2017年4月)  +スティームシップ・ミューチュアル・ アンダーライティング・アソシエー ション・リミテッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リス ク・ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月)  ▲スコール・グローバル・ライフ・エ スイー (2019年4月)  ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エ ス・ピー・アイ (2019年4月)
合計	52社	52社	51社	53社	53社	55社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

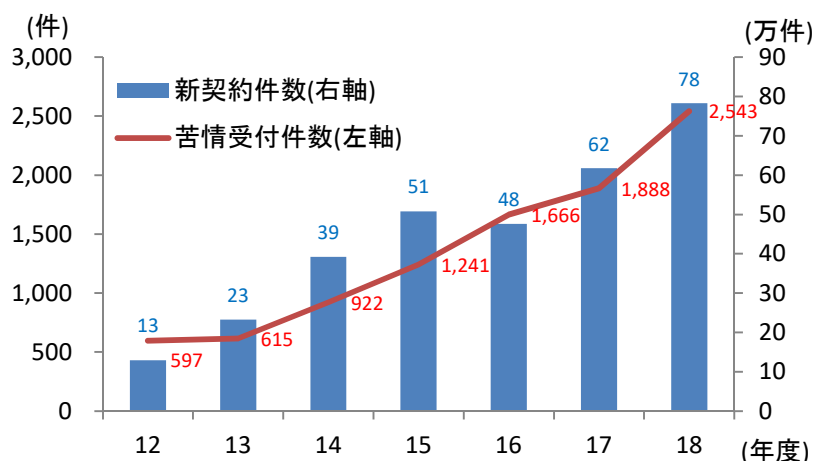
### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険分野においては、長寿化やライフスタイルの変化に伴う保険ニーズの変化に応じて、健康増進型保険等の保険商品・サービスを提供する動きが広がっている。他方、近年、法人向け定期保険や外貨建保険等、保障以外の機能に着目した保険商品を積極的に開発・販売する動きも見られるが、こうした保険商品やその販売状況を見ると、改善すべき問題点が認められている。

- 法人向け定期保険については、付加保険料の設定において、合理的な理由なく契約後期の予定事業費を増加させている等の問題が認められた会社に対して、個別に是正を求めるとともに、募集時に保険本来の機能ではない部分が過度に強調されていた恐れがあったことから、生命保険協会とも議論を重ね、適切な販売の徹底を求めた。
- 外貨建保険については、販売量の増加に伴い、元本割れ等のリスクの説明を受けていなかったといった苦情が多数発生したため、各社や生命保険協会と対話を行い、販売時の情報提供の充実を促したところであるが、依然として、高齢者をはじめとする、商品の複雑な仕組みを十分に理解していない顧客に販売したこと起因する苦情が多く認められている状況にある（図表1）。

図表1 外貨建保険・年金件数、苦情受付件数(新契約関係)



(資料)生命保険協会より、金融庁作成

- 乗合代理店に支払う手数料について、比較推奨に偏りが生じないよう、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしていくことが重要との観点でモニタリングを継続してきた。代理店手数料体系の見直しや開示を行うなどの取組みが見られた一方で、依然として比較推奨を歪めかねないインセンティブ報酬を支払っている事例等も認められており、引き続

き改善を促していく必要がある。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (デジタルライゼーションの進展への対応)

損害保険分野においては、テレマティクス技術を用いた自動車保険商品やサービス、スマートフォン上で簡易に加入できる短期間の保険商品等の新しい商品の発売が活発に行われており、各社においては、持続可能なビジネスモデルを構築する上で、デジタルライゼーションの進展への対応が重要な経営上の課題となっている。

こうした中、大手損害保険会社を中心に、デジタル技術を活用した新商品の開発や付帯サービスの充実による顧客価値向上、社内業務の品質向上・効率化等の様々な取組みが進められている。また、デジタル戦略の専担部署を設置し、スタートアップ企業等と共同研究を行う社、いわゆるプラットフォーマーやデジタル企業等の分析や協業の取組みを進めている社もある。

他方、デジタル戦略を進めていく上で、中核となる専門人材の獲得・育成や、保険金支払業務等の保険会社固有の業務にどのように応用し、更なる顧客価値の向上等を図っていくかが課題である。

### (リスク管理の高度化の促進)

保険会社を取り巻くリスクが変化する中、各社においては、現行の規制の枠組みや慣行に留まらず、ERMの一環として、経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化に取り組んでおり、金融庁としても、こうした取組みを促してきた。

こうした中、昨年度は大規模自然災害の連続発生により支払保険金が過去最高となったこと等を踏まえ(図表2)、各社における再保険手配等のリスク軽減策等の実態を確認した。

自然災害リスクの保有・出再方針の決定に当たっては、ERMの一環として、異常危険準備金等の自己資本水準、再保険手配によるリスク量のコントロール、これらのコストを踏まえたリターン、という3つのバランス等を踏まえた経営レベルでの多面的な論議が必要である。この点について、大手損害保険会社では、巨大災害への備えと期間損益の双方を考慮し再保険を手配している一方で、その他の損害保険会社の中には、十分な経営レベルの論議を経ないまま、期間損益を重視して再保険を手配し、巨大災害には異常危険準備金を充当する方針としている社も認められたことから、対話を通じて自然災害リスク管理の高度化を促した。

図表2 過去の風水災等による支払保険金(1970年以降)

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
3	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
4	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
5	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
6	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
7	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
8	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円
9	平成10年台風7号	181,278件	1,599億円
10	平成16年台風23号	144,364件	1,380億円

(注)2019年3月末現在  
 (資料)日本損害保険協会より金融庁作成

さらに、世界的にサイバー攻撃が増加する中、これらの損害を補償するサイバー保険の引受リスク管理態勢について、サイレント・サイバーリスクを含むリスク評価手法等を中心に実態把握したところ、大手損害保険会社では独自に保有リスク量の計測を開始している一方で、その他の損害保険会社の中には具体的な対応が行われていない社が認められた。

(資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討)

こうしたモニタリングに加えて、国際的な議論も踏まえつつ、保険会社のリスクを包括的に捉えた実効的かつフォワードルッキングな健全性政策を実施していくことが必要であり、その一環として、経済価値ベースの考え方に基づく新たなソルベンシー規制についての影響度調査を実施したほか、目指すべき健全性政策について関係者と広範な議論を行った。

(注) モニタリング結果の詳細に関しては、2019年8月28日に公表された「利用者を中心とした新時代の金融サービス」を参照。

## 第4節 保険会社に係る財務基準等

### I 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準（ICS）に遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行ってきた。

今般、その一環として、国際的な議論も踏まえた国内規制の方向性について検討するため、2019年5月、外部有識者による「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置した。

### II 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する影響度調査（フィールドテスト）

資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、2018年6月から12月にかけて、全保険会社を対象とした「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」を実施し、2019年6月、その結果を公表した。（別紙1参照）また、当該フィールドテストで把握した課題や国際的な議論の動向を踏まえ、同年6月より新たなフィールドテストを実施するとともに、来年以降も毎年実施する旨も併せて公表した。

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2018年9月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（2019年2月、3月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2019年3月、6月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

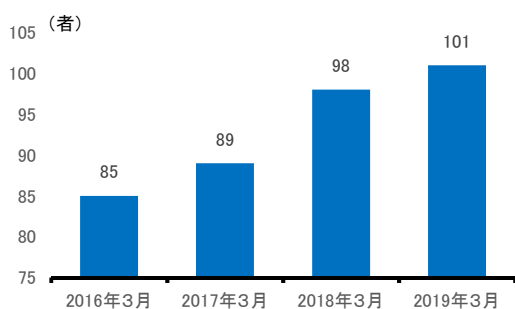
### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から13年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、2018年度決算の集計をみると、契約件数、収入保険料、当期純利益のいずれも増加している。なお、同事務年度においては、新規に5業者を登録したことから、2019年6月末現在の業者数は、102業者となった。

なお、少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。その中で、経営管理態勢、法令等遵守態勢などに重大な問題が認められ、その結果として多数の法令違反や不備が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の25第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

少額短期保険業者数推移



2019年3月期 決算概要

	2019年3月期	2018年3月期	増減(比)
契約件数	11,797千件	9,854千件	+19.7%
収入保険料	1,032億円	924億円	+11.6%
当期純利益	34億円	30億円	+14.1%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和元年6月30日現在:102業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	ライフエイド少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	S B I リスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	S B I いきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	C h u b b 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミアム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	医師が考えた少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社貫賞少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビードメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	ふくろう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペットプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セクスイハイム不動産少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペットファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	



所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	プリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	J I D少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	N e x t少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	U S E N少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社 j u s t I n C a s e
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第90号	令和元年5月7日	フェリクス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	Z u t t o R i d e少額短期保険株式会社
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	S B I日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーベット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2018事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和元年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

# 2018年フィールドテストの結果概要 及び2019年の方向性について

2019年6月 金融庁

## 1. 目的及び内容

目的	実施内容
<p>1. 標準的な手法の確立のため、経済価値ベースの保険負債等の計算についての各社の対応状況、実務上の問題点、および本試行の仕様に基づく定量的な影響等を把握すること</p>	<p>a. ICS(*1) の2018年フィールドテストのMAV(*2)手法をベースにしたESR(*3)を計算</p> <p>b. 以下の点を定性質問票で回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. ESR規制導入における実務上の問題点</li> <li>ii. 計算方法の改善要望</li> <li>iii. 内部モデルのガバナンス態勢 等</li> </ul>
<p>2. 本試行の仕様に基づく結果を用いて、フォワードルッキングな分析に基づき財務状況を把握すること</p>	<p>a. 経済前提(円金利、米ドル金利、株式・不動産、為替)に対するESRの感応度を計算</p> <p>b. 内部モデルで計算したESRと本試行の仕様に基づくESRの差異を分析</p>

(\*1) Insurance Capital Standardの略

(\*2) Market Adjusted Valuationの略

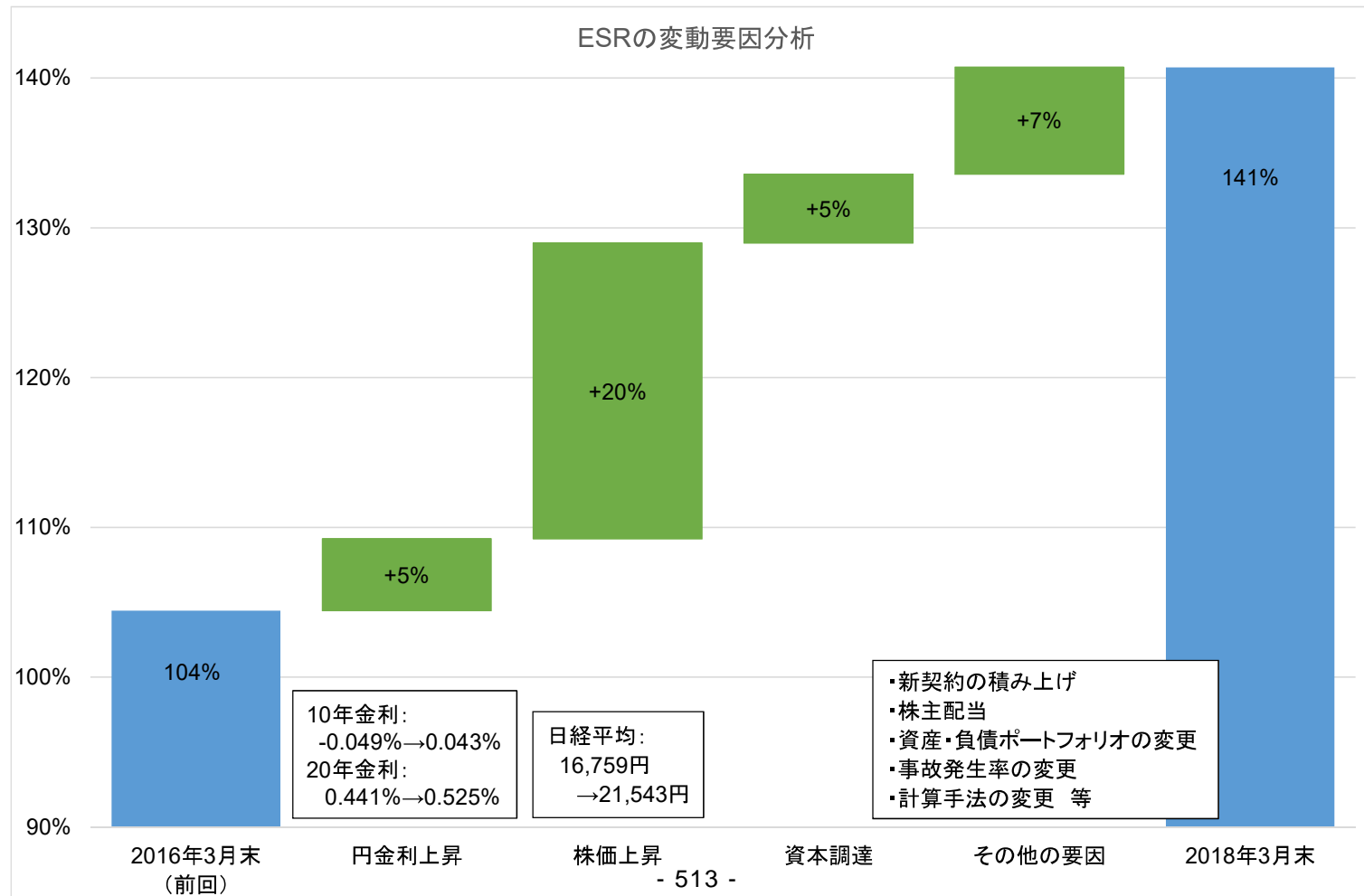
(\*3) Economic Solvency Ratioの略(経済価値ベースのソルベンシー比率)。  
経済価値ベースの適格資本を所要資本で除した値

### 対象会社等

- 対象会社: 国内全保険会社(生保:41社、損保:51社)
- 単体ベースおよび(最上位の)連結ベース
- 計算基準日:2018年3月末
  - 実務上対応が困難な社は、2017年3月末を計算基準日とし、経済前提のみ2018年3月末に更新
- 実施期間:2018年6月29日～2018年12月20日

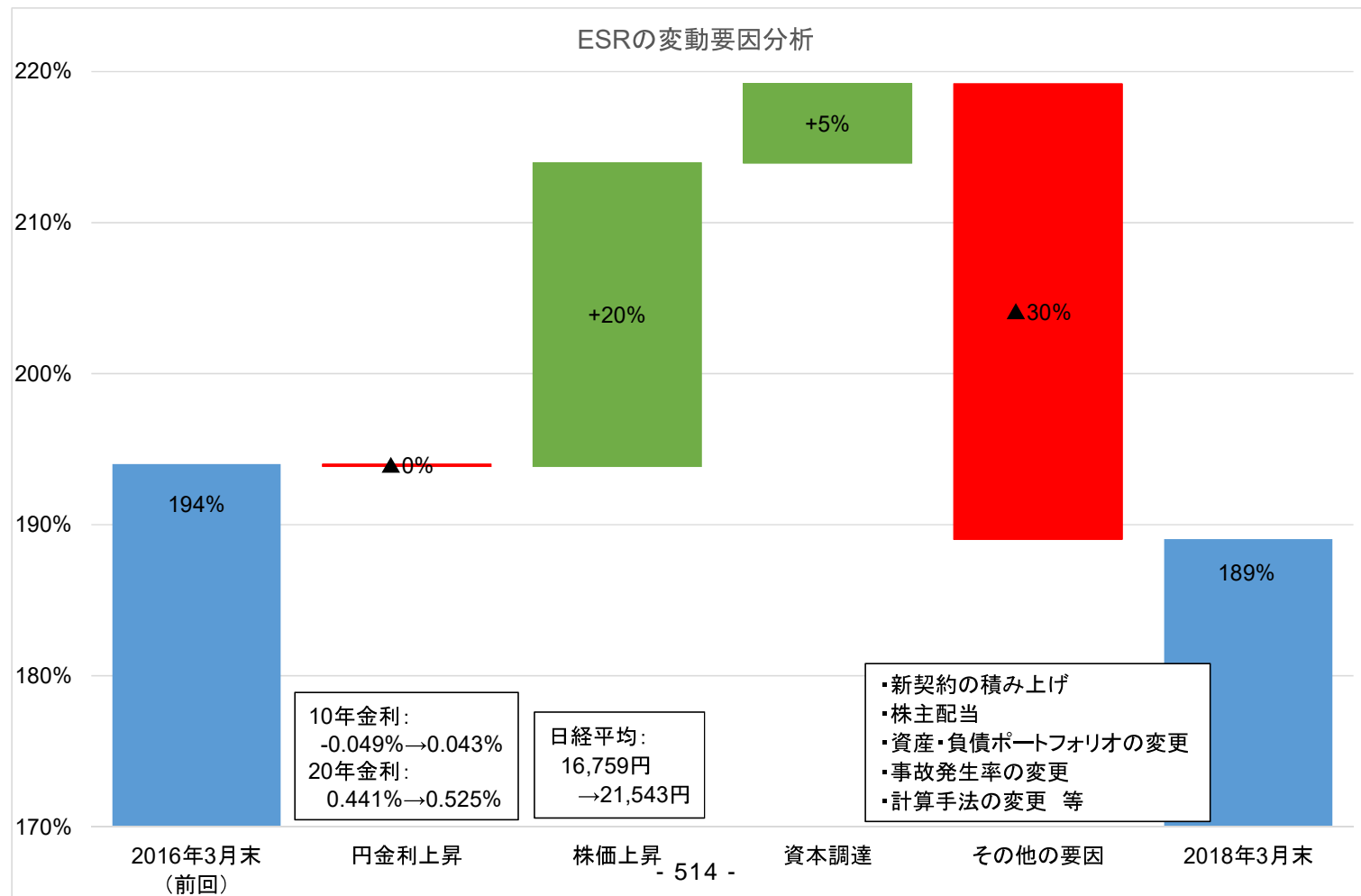
## 2. 結果概要 - ①生保

- 単体ベースの全社平均ESR(41社平均)は141%(前回対比+37pt)であった。
  - 連結ベースの平均ESR(生保を主とする13グループ)は169%であった。
- 主な変動要因の一つは株価の上昇と考えられる。
  - その他の要因として新契約の積み上げや計算手法の変更等が考えられるが、要因ごとの変動は不明。なお、円金利・株価を要因とする変動は、前回の感応度の結果から推定した。



## 2. 結果概要 - ②損保

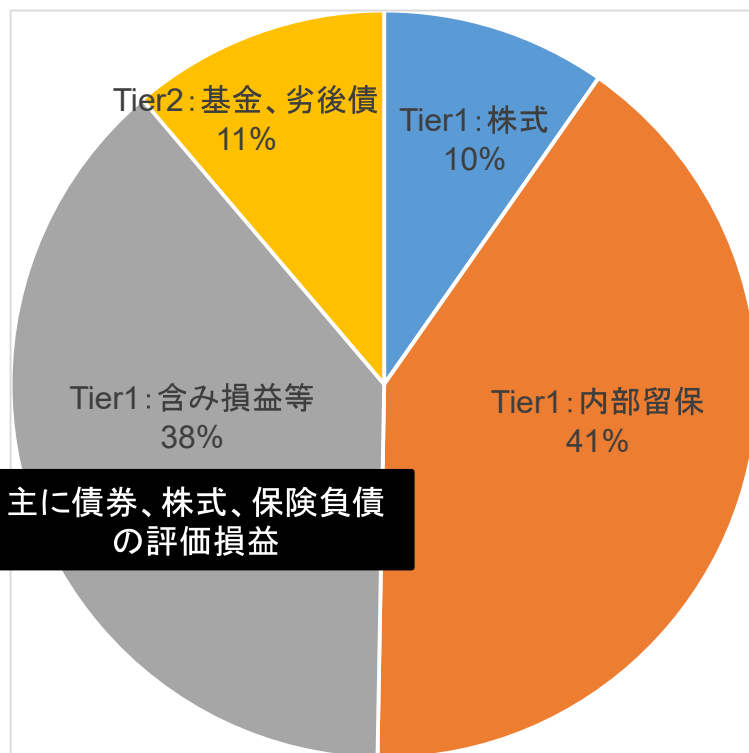
- 単体ベースの全社平均ESR(51社平均)は189%(前回対比▲5pt)であった。
  - 連結ベースの平均ESR(損保を主とする8グループ)は277%であった。
- 主な変動要因は、株価の上昇に伴う増加、計算手法の変更に伴う減少等と考えられる。
  - その他の要因のうち、最も大きな変動要因は計算方法の変更(所要資本における税効果の一部否認)と推定されるが、それ以外の変動要因は不明。なお、円金利・株価を要因とする変動は、前回の感応度の結果から推定した。



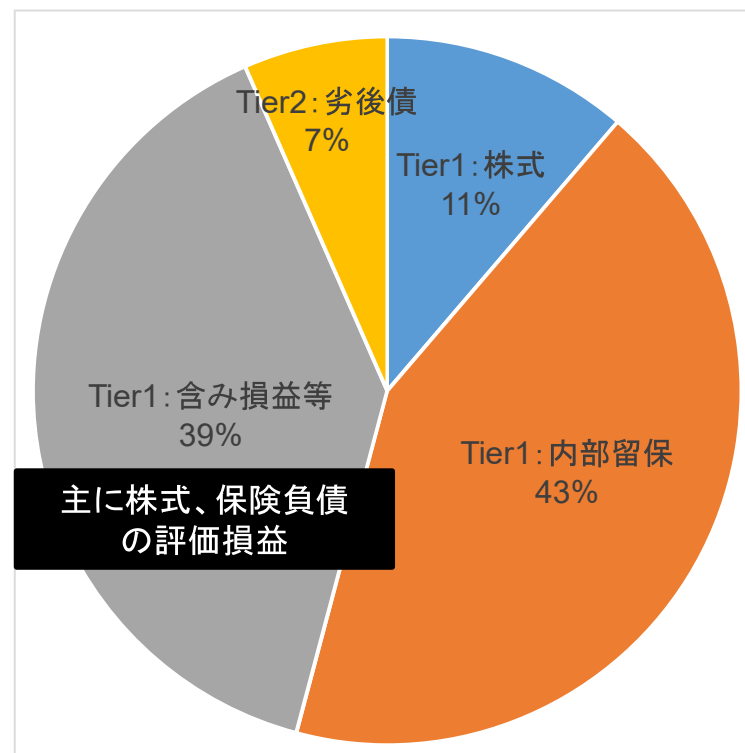
### 3. 結果詳細 - ①適格資本(ESRの分子)の内訳

- 生保の適格資本の総額(単体ベース:41社平均)は、株価の上昇等を要因に増加した(前回対比+26%)。適格資本の内訳(下図参照)は、前回から大きな変化はなかった。
  - 内訳に大きな変化がなかった理由としては、株価の上昇に伴い含み益が増加する一方で株式の売却に伴い含み益の一部が内部留保へ振替られたこと、資本調達が増加したこと等が考えられる。
- 損保の適格資本の総額(単体ベース:51社平均)も、株価の上昇等を要因に増加した(前回対比+20%)。その内訳(下図参照)は、生保とほぼ同様であった。

生保(単体ベース:41社平均)



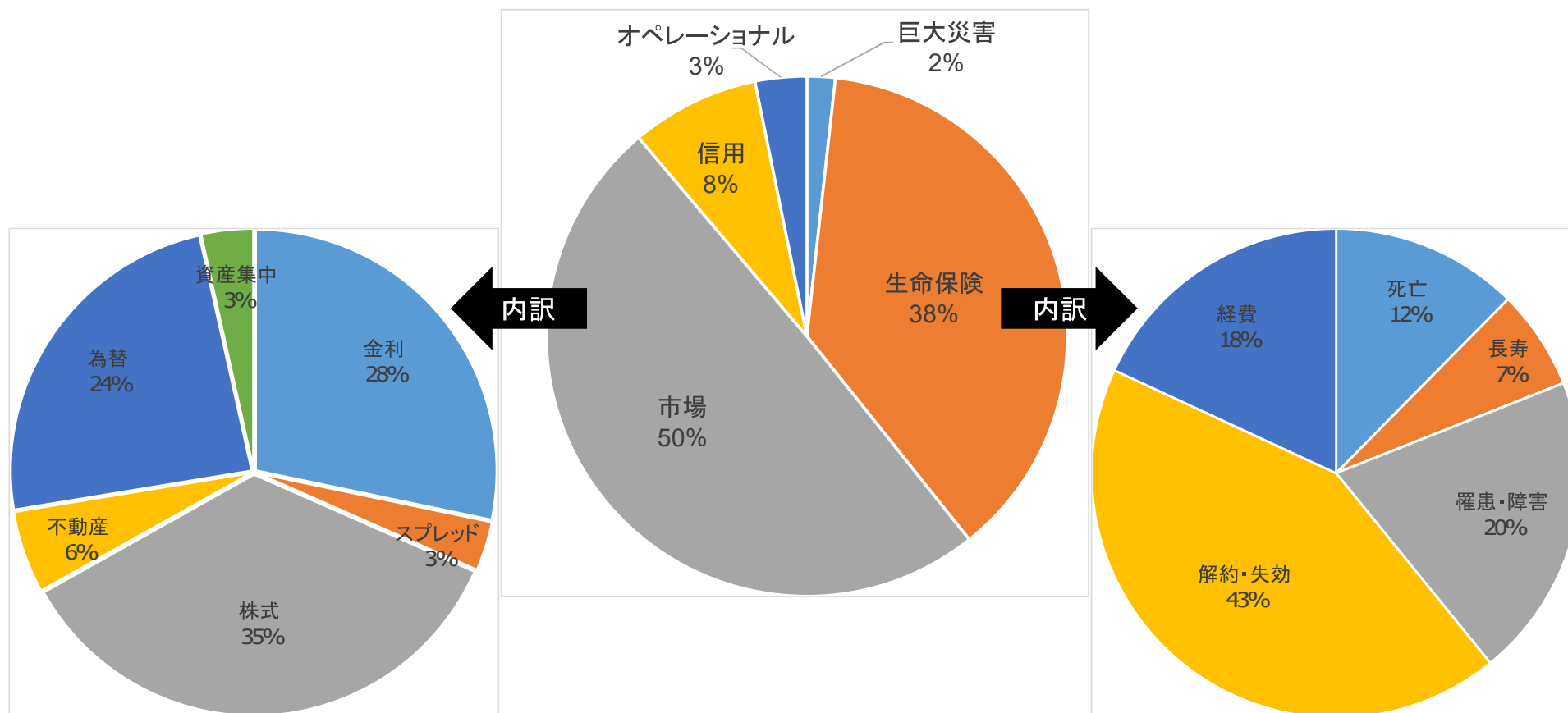
損保(単体ベース:51社平均)





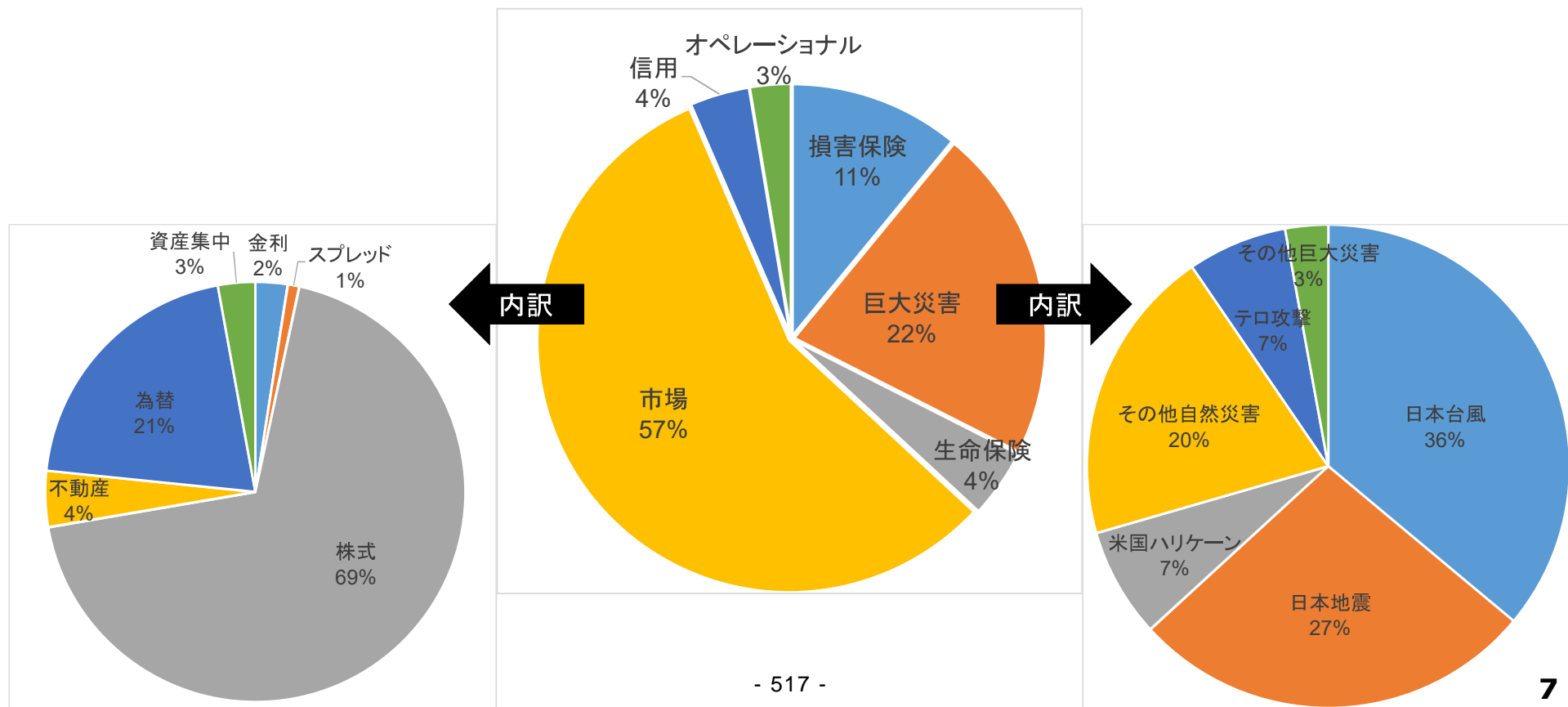
### 3. 結果詳細 - ②所要資本(ESRの分母)の内訳(生保)

- 所要資本の総額(単体ベース:41社平均)は、計算手法の変更等を要因に減少した(前回対比▲6%)。
- 各リスクの所要資本(内訳は下図参照)では、市場リスク(うち金利・為替リスク)が大きく減少した(前回対比▲24%)。
  - 市場・信用リスクのうち、株式・金利・為替リスクが太宗を占める社が多かったが、一部の社では金利・信用リスクが突出していた。
  - 保障性商品中心の社は、相対的に生命保険リスク(特に、解約・失効リスク)が大きかった。



### 3. 結果詳細 - ③所要資本(ESRの分母)の内訳(損保)

- 所要資本の総額(単体ベース:51社平均)は、計算手法の変更等を要因に増加した(前回対比+23%)。
- 各リスクの所要資本(内訳は下図参照)では、損害保険リスクが大きく減少し(前回対比▲31%)、市場リスク(うち株式・為替リスク)が大きく増加した(前回対比+26%)。
  - 株式リスク、巨大災害リスクが太宗を占める社が多かったが、一部の社では、損害保険リスク、資産集中リスク、為替リスクが突出していた。
  - 自然災害リスクの一部を海外子会社で引き受けているため、単体ベースのデータでは海外の自然災害リスクを十分に捉えられない社があった。



### 3. 結果詳細 - ④経済前提に対する感応度分析

- 生保は円金利、株価、為替、損保は株価において、平均ESRが100%となる水準が計算された。
  - 損保の平均ESRは、株価を除き、十分なストレスをかけても100%となるまで低下しなかった。
- 生保においては、円金利、株価、為替に対して複合的にストレスが生じるシナリオも、別途想定する必要がありと考えられる。

#### 生保(単体ベース:41社平均)

##### 平均ESRが100%となる水準

シナリオ	平均ESR	円金利	
		10年	20年
2018年3月末	141%	0.043%	0.525%
低下シナリオ (▲47bps)	100%	-0.431%	0.051%

シナリオ	平均ESR	日経平均
2018年3月末	141%	21,454円
下落シナリオ (▲39%)	100%	13,142円

シナリオ	平均ESR	為替 (米ドル)
2018年3月末	141%	106円
円高シナリオ (▲51%)	100%	52円

#### 損保(単体ベース:51社平均)

##### 平均ESRが100%となる水準

シナリオ	平均ESR	円金利	
		10年	20年
2018年3月末	189%	0.043%	0.525%
低下シナリオ	100%	N/A	N/A

シナリオ	平均ESR	日経平均
2018年3月末	189%	21,454円
下落シナリオ (▲69%)	100%	6,576円

シナリオ	平均ESR	為替 (米ドル)
2018年3月末	189%	106円
円高シナリオ	100%	N/A

### 3. 結果詳細 - ⑤内部モデルとの差異分析

#### 生保

- 生命保険リスクは、主にリスク係数の違いにより、内部モデルの方が楽観的な社が多かった。
  - 一部の社は、内部モデルでは、大量解約リスクまたは経費リスクを対象外としていた。
- 市場・信用リスクは、主に金利リスクのストレス水準等の違いにより、内部モデルの方が保守的な社が多かった。
  - 一部の社は、内部モデルでは、信用・スプレッド・資産集中リスクにおいて、以下の仕様としていた。
    - ✓ 無格付のエクスポージャーに内部格付を用いる。
    - ✓ エクスポージャーに国債を含める。
    - ✓ グループ内再保険エクスポージャーを除外する。

#### 損保

- 損害保険リスクは、主にリスク係数の違いにより、内部モデルの方が楽観的な社が多かった。
- 巨大災害リスクは、自然災害リスクの計算で内部モデルが許容されていることから、内部モデルとほぼ同水準であった。
- 市場・信用リスクは、主に株式リスク、金利リスクのストレス水準等の違いにより、内部モデルの方が保守的な社が多かった。
  - 一部の社は、内部モデルでは、以下の仕様としていた。
    - ✓ 子会社株式のリスクは、株式リスクとしてではなく、個社を頂点とする連結ベースで計算する。
    - ✓ 資産集中リスクにおいて、グループ内再保険エクスポージャーを除外する。

### 3. 結果詳細 - ⑥ESR規制に対する主なコメント

- 規制全般について、以下のコメントがあった。
  - 意図せざる影響を回避する制度設計とすべき
  - 早期是正措置は柔軟にすべき
  - 規制導入時の経過措置を検討すべき
  - 国際規制と国内規制の整合性に配慮すべき
- 本試行の計算手法について、生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオが日本の実態を反映していないので修正すべきというコメントが多かった。
- 所要資本の計算においては、内部モデルの活用を認めるべきというコメントが多かった。
  - 内部モデルを活用しない社に配慮して、国内の自然災害リスクの計算には、標準的なモデルを指定すべきというコメントもあった。

### 3. 結果詳細 - ⑦モデルガバナンス

#### 生保

- 本試行の保険負債は、将来キャッシュフローの前提条件や計算式が原則ベースでしか規定されていないため、各社の計算方法に幅が生じていた。
- 特に長期の保険負債を抱える生保については、保険負債の妥当性検証態勢が重要となるが、多くの社で計算担当から独立した検証を行っており、半数以上の社で外部専門家を活用していた。
- 一方で、検証方法や妥当性の根拠について、詳細な回答は得られなかった。

(回答例) 知見のある上位者が検証している、外部専門家が検証している、保険計理人の収支分析と同様の手法である、直近データを利用している、3年平均としている等

#### 損保

- 本試行においては、自然災害リスクの計算に自然災害リスクモデルの活用が求められており、その妥当性検証態勢が重要となる。
- 自社モデルを開発し高度な検証態勢を整備している社があった一方で、主に外部ベンダーモデルを活用しており、検証態勢は検討中という社もあった。

#### 4. 2019年フィールドテストの方向性

- 国内全保険会社に対して、ICSの2019年フィールドテストに準拠した形で実施
- 本試行で把握した課題を踏まえ、国内独自の項目を追加

本試行で把握した課題	2019年フィールドテストの方向性
1. 前回試行からの変動要因が詳細に把握できなかった。	● 規定のフォーマットに基づく変動要因分析を各社で実施し提出
2. 生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオを修正すべきというコメントが多かった。	● 生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオの検討のための実績データを収集
3. 保険負債の検証方法や妥当性の根拠について、詳細な回答は得られなかった。	● 規定の記載項目を含む保険負債の検証レポートを各社で作成し提出

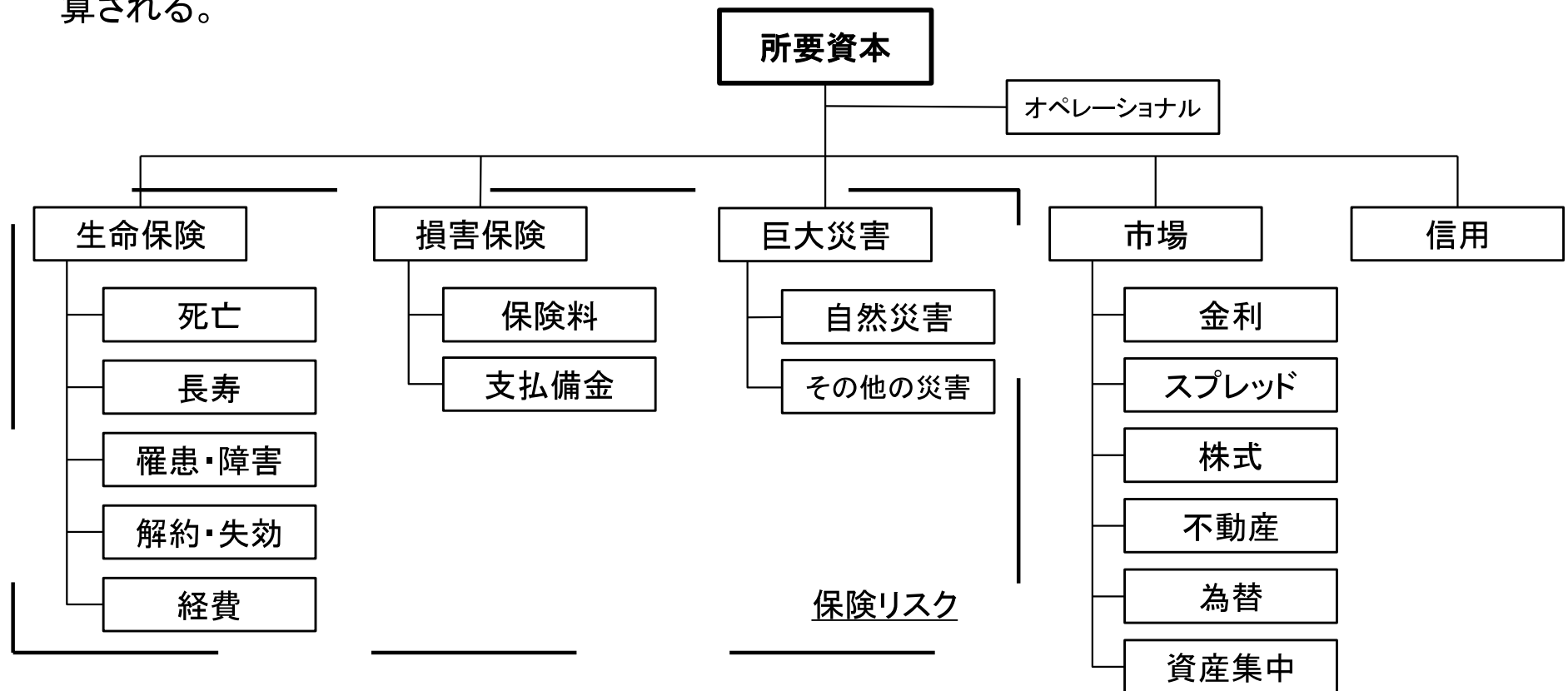
## (参考)適格資本と所要資本の概要

### 適格資本(ESRの分子)

- 適格資本は、適格性(損失吸収能力、劣後性、損失吸収への利用可能性、永続性、利息・配当支払の強制性等)に基づき、Tier 1資本とTier 2資本に分類される。

### 所要資本(ESRの分母)

- 所要資本は、下図の各リスクカテゴリーの所要資本を、分散効果を反映して統合した額として計算される。





## (参考)所要資本の定義

リスクカテゴリー		定義(以下の要素に起因する適格資本の減少)
生命保険	死亡	死亡率の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	長寿	死亡率の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	罹患・障害	罹患率・障害発生率等の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	解約・失効	解約率・失効率・更新率等の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	経費	保険負債に含まれる経費の予期せぬ変化
損害保険	保険料	将来の保険事故に係る発生時期、頻度および規模の予期せぬ変化
	支払備金	既発生 of 保険事故に係る将来支払の予期せぬ変化
巨大災害		低頻度で大規模な保険事故の発生の予期せぬ変化
市場	金利	金利の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	スプレッド	無リスク金利を超過するスプレッドの水準またはボラティリティの予期せぬ変化
	株式	株価の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	不動産	不動産価格の水準およびボラティリティ、不動産投資キャッシュフローの額および発生時期の予期せぬ変化
	為替	為替レート水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	資産集中	資産ポートフォリオの分散の欠如
信用		債務者のデフォルトおよび信用力の悪化の予期せぬ変化
オペレーショナル		内部プロセス、役職員、システムが不適切または有効に機能しないこと、または外部事象を含む業務運営上の事象